
株 式 会 社 ラ イ フ ク リ エ イ ト 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当会社は、株式会社ライフクリエイトと称する。
なお、英文ではLife create Co.,Ltd と表記する。

第 2 条（本店の所在地）

当会社は、本店を福岡県北九州市に置く。

第 3 条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. リサイクルショップの経営
 2. 各種機械、住宅設備機器、建築資材ならびに家具の販売及び輸出入
 3. 家庭用電化製品、空調設備、冷暖房設備ならびに電気設備の販売及び輸出入
 4. ハウスクリーニング業、ガラスクリーニング業、ビルクリーニング業
 5. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及びコンサルタント業務
 6. 住宅、店舗ならびに事務所のリフォームの企画、設計、施工及び監理
 7. 白蟻駆除業ならびに蜂駆除業
 8. 産業廃棄物ならびに一般廃棄物の収集、運搬及び処理
 9. 貨物軽自動車運送事業
 10. 便利屋業
 11. 古物の売買業
 12. 質屋営業法による質屋業
 13. 自動車ならびに自動二輪車の販売及び輸出入
 14. 自動車部品ならびに自動車用品の販売、製造、修理及び輸出入
 15. 総合レンタル及び総合リース業
 16. 酒類の販売及び輸出入
 17. 食料品、健康食品、栄養補助食品、自然食品、飲料水ならびに清涼飲料水の販売及び輸出入
 18. たばこ、印紙ならびに切手の販売及び輸出入
 19. 健康器具、健康促進器具、美容器具ならびに美容用品の販売及び輸出入
-

-
- 20. 各種雑貨品、アクセサリ、貴金属ならびに装飾雑貨の販売及び輸出入
 - 21. 動産の賃貸業
 - 22. フランチャイズチェーンシステムの企画、立案、運営及び加盟店への経営指導
 - 23. 経営コンサルタント業
 - 24. 上記各号に附帯関連する一切の業務

第 4 条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 5 条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、160万株とする。

第 7 条（株券の発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第 8 条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 9 条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第 10 条（单元未満株主の権利制限）

当社の单元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 11 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 12 条（株式取扱規則）

当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 13 条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使できる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 14 条（株主総会決議事項）

株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

第15条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

第16条（招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の日から2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第17条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

第18条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第19条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第20条（議決権の代理行使）

株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

-
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第21条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

第22条（員数）

当社の取締役は、3名以上7名以内とする。

第23条（選任方法）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第24条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

第25条（代表取締役及び役付取締役）

会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。
-

第26条（取締役会の招集）

取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第27条（決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第28条（取締役会の決議等の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

第29条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第30条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会規程による。

第31条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 3 2 条（取締役の責任の制限）

当会社は、会社法 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 4 2 3 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監 査 役

第 3 3 条（員 数）

当会社の監査役は、1 名以上 4 名以内とする。

第 3 4 条（選任方法）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第 3 5 条（任 期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第 3 6 条（報 酬 等）

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 3 7 条（監査役の責任の制限）

当会社は、会社法 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 38 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

第 39 条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による余剰金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 40 条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 41 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第 7 章 附 則

第 42 条（電子提供措置等）

本定款第 18 条（電子提供措置等）の規定は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本条を削除する。

上 記 は 当 会 社 の 現 在 の 定 款 で あ る 。

北九州市小倉北区魚町三丁目 1 番 1 0 号

株 式 会 社 ラ イ フ ク リ エ イ ト

代 表 取 締 役 有 富 修
